流山市クリーンセンターリサイクル館
包括管理運営業務委託　入札条件書

平成23年７月

流　　山　　市

流山市クリーンセンターリサイクル館
包括管理運営業務委託　入札条件書

目　　次

第１章　包括管理運営業務委託の内容.....1
１．包括管理運営業務委託の概要.....1
２．包括管理運営業務委託施設の概要.....2
３．受託事業者が実施する包括管理運営業務委託の範囲.....4
４．流山市が実施する管理範囲.....11
５．包括管理運営業務委託期間及び事業予算等.....12
６．契約の締結.....12
７．包括管理運営業務委託費の支払方法.....12
８．包括管理運営業務委託の実施状況の監理（モニタリング）.....13

第２章　受託事業者の公募及び選定に関する事項.....14
１．公募型総合評価方式による事業者選定の手順.....14
２．受託事業者選定スケジュール（予定）.....15
３．応募者の参加資格審査要件等.....16
４．発注仕様書の配布.....19
５．受託事業者選定の審査及び選定.....19
６．応募に係る提出書類.....21
７．著作権.....22

第３章　包括管理運営業務委託に係る情報提供.....23
１．応募段階.....23
２．契約後の情報提供.....24

第４章　受託事業者に対する責任の明確化.....25
１．想定されるサービスの水準・仕様.....25
２．受託事業者責任の明確化及び包括管理運営業務委託実施の保証に関する規定.....25
３．受託事業又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する規定.....26
４．包括管理運営業務受託者への実施状況の監理（モニタリング）.....28

第５章　包括管理運営業務委託に係る主な委託契約内容.....29
１．契約保証金.....29
２．包括管理運営業務委託の履行.....29
３．包括管理運営業務委託期間終了時の取扱い.....31

第６章　包括管理運営業務委託の継続が困難になった場合の措置等.....32
１．基本的な考え方.....32
２．契約保証金等.....32
３．保険の加入.....32
４．違約金.....33

第７章　包括管理運営業務委託の実施に関する事項 34
１．第１回質問の受付 34
２．第１回質問への回答 35
３．参加資格申請書の受付 35
４．参加資格要件　審査結果の通知 35
５．現地説明会の実施 35
６．第２回質問の受付 35
７．第２回質問への回答 35
８．入札保証金 35
９．応募者の途中辞退 35
１０．応募受付の無効に関する取扱い 36
１１．応募受付の中止 36
１２．担当者 36

別紙－１　参加資格審査申請書 37
別紙－２　誓約書 38
別紙－３　質問書 39
別紙－４　総合評価一般競争入札参加　途中辞退届 40

この入札条件書（以下「本書」という。）は、流山市クリーンセンターリサイクル館包括管理運営業務委託（以下「包括管理運営業務委託」という。）を実施するために定めたものである。

第１章　包括管理運営業務委託の内容

１　包括管理運営業務委託の概要

（１）包括管理運営業務委託の件名

流山市クリーンセンターリサイクル館　包括管理運営業務委託

（２）包括管理運営業務委託の施設名

流山市クリーンセンターリサイクル館

（３）包括管理運営業務委託の実施場所

千葉県流山市下花輪191

（４）包括管理運営業務委託期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日まで　（５年間）

ただし、契約の翌日から平成24年3月31日までを包括管理運営業務委託の業務準備期間とする。

（５）包括管理運営業務委託の目的

包括管理運営業務委託は、受託事業者として選定された企業又は共同企業体（以下「受託事業者」という。）が、流山市内から搬入される粗大ごみ、燃やさないごみ、リサイクルするプラスチック類、ペットボトル及び有害・危険ごみ等について、流山市クリーンセンターリサイクル館（以下「施設」という。）において、適正（安定的、経済的、衛生的かつ安全）に処理することを目的とする。

（６）施設の管理者

流山市長　井　崎　義　治

２　包括管理運営業務委託施設の概要

（１）施 設 規 模　　53.3ｔ／日（５ｈ）

Ａ：粗大ごみ処理系	7.8ｔ／5ｈ×1系列
Ｂ：燃やさないごみ系	18.9ｔ／5ｈ×1系列
Ｃ：資源（びん・缶）処理系	5.3ｔ／5ｈ×1系列
Ｄ：プラスチック処理系	19.2ｔ／5h×1系列
Ｅ：ペットボトル処理系	2.1ｔ／5h×1系列
Ｆ：有害・危険ごみ系	蛍光管破砕0.11ｔ／ｈ：1基

（２）竣　　工　　平成15年2月

（３）建 築 面 積　　約 5,262 ㎡（リサイクル館）

（４）管理の対象施設　　リサイクルプラザ　リサイクル館

（５）設備概要（流山市クリーンセンターリサイクル館）

Ａ：粗大ごみ処理系

１）受入供給設備	受入ホッパ投入方式
２）破砕設備	二軸剪断破砕機
３）選別種類	可燃物
４）搬　　出	可燃物残渣は可燃物・残渣搬送コンベヤにより、隣接するごみ焼却施設のごみピットに投入

Ｂ：　燃やさないごみ系（不燃ごみ処理系）　※不燃性粗大ごみの処理を含む

１）受入供給設備	ピット＆クレーン及びダンピングボックス方式
２）破砕設備	二軸引裂破砕機(1次破砕)、高速回転式破砕機(2次破砕)
３）選別種類	鉄類、アルミ類、不燃物残渣
４）搬　　出	鉄類、アルミ類はホッパに貯留後、搬出 不燃物残渣は可燃物・残渣搬送コンベヤにより、隣接するごみ焼却施設のごみピットに投入

Ｃ：資源（びん・缶）処理系　※ 平成24年度から使用しない設備(機器管理のみ)

１）受入供給設備	受入ホッパ投入方式
２）選別種類	スチール缶、アルミ類、びん類（無色、茶色、その他）
３）搬　　出	缶類はプレス後、搬出　びん類はヤード貯留後、搬出

Ｄ：プラスチック類処理系

１）受入供給設備	受入ホッパ投入方式
２）選別種類	軟質系プラスチック、その他プラスチック
３）搬　　出	軟質プラスチックは圧縮梱包後、搬出

Ｅ：ペットボトル処理系

１）受入供給設備	受入ホッパ投入方式
２）選別種類	ペットボトル、ペットボトル以外のボトル
３）搬　　出	圧縮梱包後、搬出

Ｆ：有害・危険ごみ系

１）受入供給設備	貯留場に受入れ
２）破　　砕	蛍光灯破砕機
３）選別種類	蛍光灯、乾電池、体温計、ライター、刃物類
４）搬　　出	保管後、搬出

（６）施設の全体配置

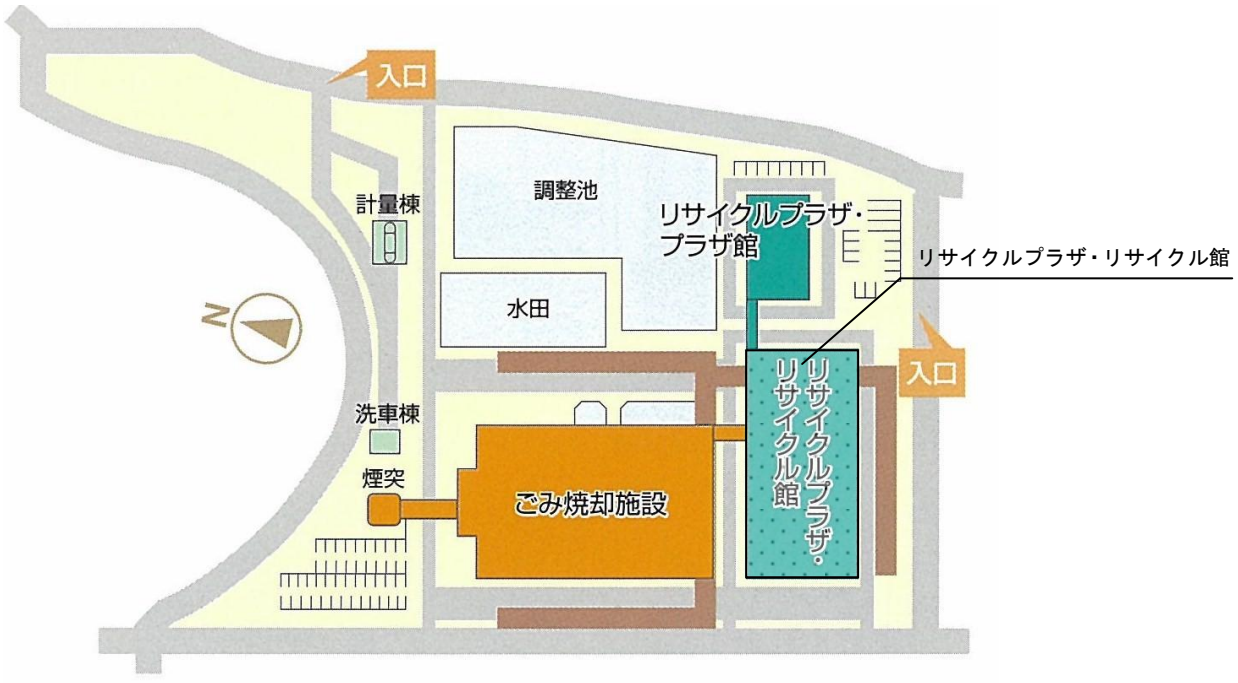

包括管理運営業務委託の責任範囲

図－１　包括管理運営業務委託の管理責任範囲

３　受託事業者が実施する包括管理運営業務委託の範囲

受託事業者が実施する主な包括管理運営業務の委託範囲は、次のとおりとする。

（１） 受託事業者が実施する主な包括管理運営業務の委託範囲

受託事業者が実施する主な包括管理運営業務の委託範囲は、**図-1**、**図-2**、**表-1**のとおりとする。

（２）包括管理運営業務委託の内容

流山市が受託事業者に包括管理運営業務委託する内容は、次のとおりとする。

ア　流山市が収集する①粗大ごみ、②燃やさないごみ、③リサイクルするプラスチック類、④ペットボトル、⑤有害・危険ごみの施設における処理等

イ　流山市内の一般家庭から排出されるごみで市民が施設へ持ち込むごみ及び事業活動に伴って生じるごみで事業者が施設へ持ち込む一般廃棄物の**「持込みごみ」**の施設における処理等

ウ　流山市長が一般廃棄物の収集又は運搬を許可した許可業者が施設へ搬入する**「事業系一般廃棄物」**の粗大ごみ処理等

エ　近隣市との協定に基づいて施設へ搬入される**「搬入ごみ」**及び災害時に搬入される**「災害ごみ」**等の粗大ごみ処理等

オ　選別・処理後の再生原料、有害・危険ごみ、処理不適物等の保管

カ　有価物（アルミ残渣、スチール残渣、ペットボトル）の売却、有害・危険ごみ及び処理不適物の委託処理・処分とそのマニフェスト管理

キ　上記「ア」から「カ」までのリサイクルごみ等の処理をするために必要な施設の管理、運転管理業務、維持管理業務、機器整備管理業務、安全管理業務・作業環境管理業務、関連管理業務、環境管理業務、情報管理業務並びにユーティリティの確保及び管理、日常点検・整備、定期点検整備、機器整備、法定点検等に係る一切の管理及び業務

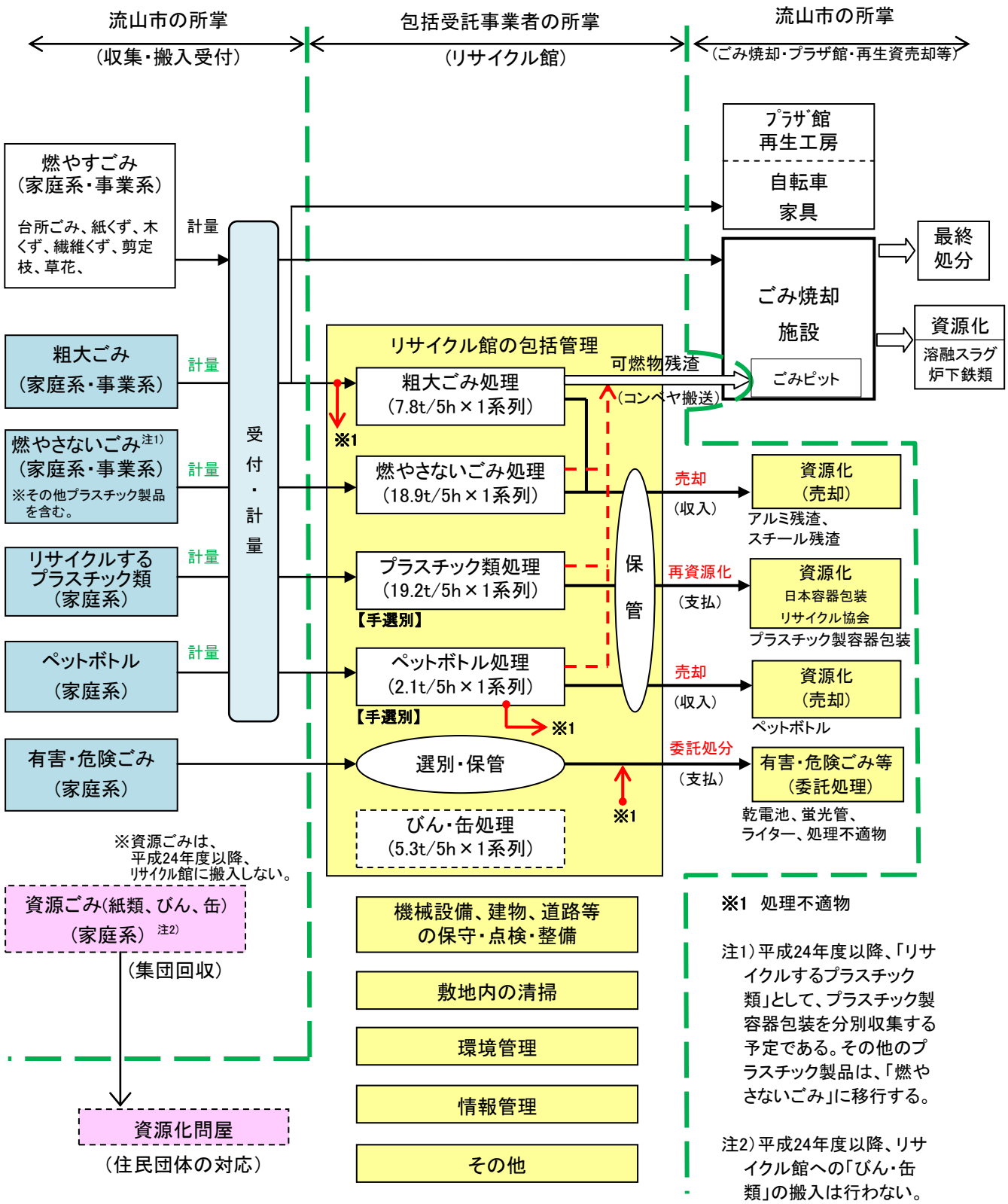

図－２　受託事業者が実施する主な管理運営業務委託の範囲

表－１　流山市クリーンセンターリサイクル館包括管理運営業務委託の範囲

管理区分		包括管理運営の内容	
包括管理運営業務委託の範囲	全体管理	業務履行計画書	①・包括管理運営業務委託の全範囲を記載
		従事者管理(人事管理･労務管理)	①　総括責任者　　②　法定資格者　　③　操作員等
		定例会議	①　月例運営監理(モニタリング)会議 ②　週例保全整備会議(流山市との合同会議)
		マニュアル整備 (法律等の規則による)	①　運転管理マニュアルの整備 ②　緊急時対応マニュアルの整備 ③　日常点検、巡回点検マニュアルの整備 ④　設備保全マニュアルの整備 ⑤　労働安全対策マニュアルの整備 ⑥　作業環境保全マニュアルの整備 ⑦　事故対応マニュアルの整備等
		コスト分析等 (法律等の規定による)	①　包括管理運営受託の事業費のコスト分析(毎年) ②　5 年間の運転・整備・精密機能検査等の計画・実施
	運転・維持管理（計画と実績報告）	運転管理業務	①　年間運転管理計画(年間運転計画等) ②　月間運転管理計画(月間運転計画等) ③　運転管理報告 ④　有害・危険ごみの保管・処理・処分 ⑤　リサイクルプラントの運転操作
		維持管理業務	①　物品の調達・管理(予備品、消耗品等) ②　備品管理(重機類、備品、什器類、物品等) ③　用役の調達・管理(電力、水、薬品等) ④　精密機能検査(機能管理)の実施(５年間で 2 回実施) ⑤　機器の更新、修理工事のかし担保の確認・管理 ⑥　公害防止性能の維持・管理 ⑦　機器の管理(機器台帳の整備とその管理)
		機器整備管理業務 (予防保全が原則)	①　点検整備(日常、週間、月間) ②　定期点検整備(５年間、年間) ③　機器整備に係わる保全管理(CM、BM、PM)※ ④　法定点検整備 ⑤　法定検査の受検
		安全管理 作業環境管理	①　労働安全衛生委員会の開催 ②　教育訓練・研修の実施と報告 ③　自衛消防隊の整備と訓練実施 ④　資格の取得
		関連管理業務	①　ストックヤード ②　場内整備 ③　車両誘導 ④　施設警備・防犯・防災管理 ⑤　施設の美観の保持、清掃管理等 ⑥　管理対象敷地内の除草等の管理、駐車場の管理 ⑦　広報・普及への協力 ⑧　住民説明への対応・協力
		環境管理業務	①　法定分析(ごみ質分析等) ②　法定分析結果の報告 ③　環境保全計画の作成及び環境保全の確認結果の報告 ④　流山市が実施する住民への報告等への協力 ⑤　環境影響評価報告書の遵守 ⑥　省電力、省エネルギー ⑦　CO_2削減
		情報管理業務	①　報告書(月間・年間)の作成・提出と管理 ②　データ管理(日報、月報、年報) ③　施設の修理報告書 ④　施設の事故報告書 ⑤　竣功図書等の図書類の把握と管理 ⑥　官庁申請提出図書類の作成(電気設備、クレーン、消防設備等)

※ PM：予防保全,　BM：事後保全,　CM：改良保全

（３）包括管理運営業務委託等

ア　受託事業者は、包括管理運営業務委託を行う期間（以下「管理運営委託期間」という。）について、管理運営に係る全ての業務に責任を有するものとする。

イ　受託事業者は、施設の包括管理運営業務委託に必要な機器、修理資材、用役等の調達を自ら行うものとする。

ウ　特定調達品による定期点検整備、補修工事について、自ら代替品の調達を行うことが困難な場合、流山市と協議し、承諾を得た上で、施設建設業者の協力により調達することができるものとする。

エ　受託事業者は、施設の運転、ユーティリティの確保及び日常点検・整備等について、流山市から円滑に業務を引き継ぐために必要な期間（以下「業務準備期間」という。）に、流山市担当者及び現運転管理受託業者から当該業務の引継ぎを行うこと。

（４）包括管理運営業務委託の業務内容

ア　処理対象物の受入れ

受託事業者は、処理対象物の受入れを行う。

イ　処理対象物の適正処理

受託事業者は、公告内容に定めた環境関連の法規制や基準等及び地元協定を遵守し、処理対象物の選別、破砕、資源回収及び保管を適正に行うこと。

ウ　包括管理運営業務委託の実施

受託事業者は、施設の包括管理運営業務委託（運転管理、補修、用役管理等）を実施すること。

エ　処理不適物の保管・適正処理

受託事業者は、施設に搬入される処理不適物（有害ごみ〈乾電池・蛍光管・スプレー缶など〉、処理困難物、アスベスト含有廃家電等）を適正に保管し、専門業者等への委託により適正に処理・処分すること。なお、委託処理・処分では、マニフェスト管理を行うとともに、マニフェスト伝票の管理及び処理・処分実績を定期的に報告すること。また、委託業者の選定に当たっては、流山市と事前協議すること。

オ　包括管理運営業務委託の実施に伴い発生するごみの処理

受託事業者は、施設の包括管理運営業務委託の業務活動において発生するごみを適正に処理・処分すること。

カ　有価物の回収・売却

受託事業者は、有価物（アルミ残渣、スチール残渣、ペットボトル）を選別・保

管し売却する。なお、有価物として売却できない場合においても、受託事業者の責任において適正に処理・処分すること。

キ　精密機能検査（25年度、28年度）の実施

受託事業者は、自らの責任において法律に基づき、施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、施設の機能状況等につき、第三者機関に委託することにより「精密機能検査」を実施すること。また、機器の修繕が必要と判断された場合は、受託事業者は、自らの責任において機器の補修工事、修繕工事等の機器整備業務を実施すること。

ク　監督官庁等への各種提出書類等の作成

受託事業者は、監督官庁等への各種申請書類の作成・提出をすること。

ケ　法定検査、各種分析の実施

施設における法定の各種検査及び分析を実施すること。

コ　データの保管及び報告書の作成等

受託事業者は、施設の包括管理運営業務委託に係る日報、月報及び年報の作成、包括管理運営業務委託における履歴情報及びコストデータその他流山市が包括管理運営業務委託の監理（モニタリング）を行うために必要なデータの作成、保管及び報告書等の作成を行うこと。

サ　施設の美観保持

受託事業者は、流山市クリーンセンターリサイクル館及び管理内敷地等の清掃管理などの業務及びその他施設の管理運営に係る業務を近隣等の生活環境及び景観に配慮して実施すること。また、管理対象敷地内の清掃は適時適切に行い、美観を保持すること。

（５）関連法令等の遵守

受託事業者は、包括管理運営業務委託の実施に当たり、施設の包括管理運営委託に係る**表－２**に示す関連法令等は遵守するものとする。

表－２　関係法令等例示

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	28. 一般高圧ガス保安規則
2. ダイオキシン類対策特別措置法	29. 特定化学物質等障害予防規則
3. 労働安全衛生法	30. 発電用火力設備に関する技術基準
4. 事務所衛生基準規則	31. 電気設備に関する技術基準
5. 大気汚染防止法	32. 電気工作物の溶接に関する技術基準
6. 水質汚濁防止法	33. クレーン等安全規則
7. 騒音規制法	34. クレーン構造規格
8. 振動規制法	35. クレーン過負荷防止装置構造規格
9. 悪臭防止法	36. 電気機械器具防爆構造規格
10. 電気事業法	37. ボイラ及び圧力容器安全規則
11. 電気工事士法	38. ボイラ構造規格
12. 電気用品取締法	39. 圧力容器構造規格
13. 消防法	40. 日本工業規格(JIS)
14. 下水道法	41. 電気規格調査会標準規格(JEC)
15. 水道法	42. 日本電機工業会標準規格(JEM)
16. 地球温暖化対策の推進に関する法律	43. 電線技術委員会標準規格(JCS)
17. 労働基準法	44. 日本油圧工業会規格(JOHS)
18. 航空法	45. 内線規程
19. 電波法	46. 電気供給規程
20. 有線電気通信法	47. ガス供給規程
21. 計量法	48. ISO国際規格
22. 高圧ガス取締法	49. 千葉県環境基本条例
23. 毒物及び劇物取締法	50. 千葉県下水道条例
24. 品質確保法	51. ごみ処理施設性能指針
25. 公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について	52. ごみ焼却施設におけるダイオキシン類の対策について(労働省、労働基準局長)
26. 国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン	53. 流山市関係法令・契約規則
27. 危険物の規制に関する規則・政令	54. 流山市クリーンセンター電気保安規程
	55. その他関係諸法令、規格、規程及び技術指針

（６）定期点検整備・補修工事等の実施

ア　受託事業者は、施設については、定期点検整備をはじめ予防保全に係る補修工事、修繕工事等の機器整備業務を実施すること。

イ　受託事業者は、予防保全を主体とした補修工事を行うことで、施設の性能及び機能を長期的に満足するよう必要な措置を講ずること。

ウ　受託事業者は、プラント機器の予防保全を主体とした補修工事を行うことで、施設の性能及び機能を長期的に満足するよう必要な措置を講ずること。

エ　受託事業者は、プラント機器の補修工事を行うことで、施設の安全が満足するよう必要な措置を講ずること。

（７）その他の関連の包括管理運営業務委託

ア　見学者及び行政視察への対応

受託事業者は、流山市の要請に基づく施設への見学者及び行政視察などに協力すること。

イ　地元対応への協力

受託事業者は、流山市が行う近隣住民への説明会等への対応に対して協力すること。

ウ　契約範囲内の場内管理

受託事業者は、施設の美観保持、管理対象敷地内の清掃や植込みの管理など適切に場内管理を行うこと。

（８）包括管理運営業務委託の終了

ア　包括管理運営業務委託は、原則として包括管理運営業務委託期間の終了をもって契約を完了する。包括管理運営業務委託終了に際し、流山市が行う次期の管理運営受託事業者の引継業務等（約3か月間）に協力しなければならない。

イ　平成25年度及び平成28年度に「精密機能検査」を実施し、施設の機器の管理状況についての合否判定は、流山市が行う。なお、精密機能検査結果により、プラント機器の手直し工事が発生した場合は、受託事業者の所掌で手直し工事を行うこと。

（９）包括管理運営業務委託の業務準備等

受託事業者は、包括管理運営業務委託の業務準備期間中に、施設の調査等を行い、別に定める日までに「業務履行計画書」を作成し、流山市の承諾を受けるものとする。

また、業務履行計画書は、教育訓練開始までに、包括管理運営業務委託に係る運転管理マニュアル、用役計画及び定期点検整備・補修計画などの機器整備計画並びに運転管理計画等に関する書類を提出し、流山市の承諾を受けるものとする。この場合、「業務履行計画書」に記載すべき項目は、入札条件書、発注仕様書（要求水準書）、「包括管理運営業務提案書」及び「プレゼンテーション用資料」等、契約に係わる契約図書に定めるところによるものとする。

４　流山市が実施する管理範囲

流山市が実施する主な管理業務は、次のとおりとする。

（１）処理対象物の受入れ・計量

流山市は、処理対象物の受入、受入量の計量及び料金徴収を行う。

（２）ごみの減量化、資源化の啓発・普及

流山市は、市民に対して広報活動及び啓発活動を行うことにより、ごみの減量化と資源化を推進するとともに、施設への処理不適物の混入を未然に防止するよう啓発・普及を行うこと。

（３）有害・危険ごみ、処理不適物等の委託処分に係る必要な手続き

流山市は、受託事業者が実施する有害・危険ごみ及び処理不適物等の外部委託処分並びに容器包装リサイクル協会に委託する再資源化に際して、処分先自治体等と間で必要となる事前協議及び必要な手続を行うこと。また、委託処分に際して処分先自治体に対する負担金等の支払いが必要な場合は包括受託事業者が負担するものとする。なお、受託事業者による委託処理・処分の実施状況を適宜確認すること。

※有害・危険ごみ等の搬出・運搬及び処理・処分に必要となる経費の支払いは受託事業者とする。

（４）施設見学者への対応

流山市は、受託事業者に申入れのあった施設の見学者及び行政視察などについては、窓口となって対応する。

５　包括管理運営業務委託期間及び事業予算等

包括管理運営業務委託の業務準備期間及び包括管理運営業務委託期間は、次のとおりとする。

（１）　包括管理運営業務委託の業務準備期間：

契約締結の翌日から平成24年3月31日まで

（２）　包括管理運営業務委託期間：

平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

（３）　包括管理運営業務委託の5年間（包括管理運営業務委託の業務準備期間を含む。）の事業予算は

1,160,000,000円　（税込）である。

６　契約の締結

流山市は、受託事業者と施設の包括管理運営業務委託に関し、契約を締結する。

７　包括管理運営業務委託費の支払方法

（１）包括管理運営業務委託費の支払い方法

流山市から受託事業者への包括管理運営業務委託費は、固定費として支払う。

包括管理運営業務委託費（固定費）のうち、処理対象物の受入量にかかわらず、施設の包括管理運営業務委託に伴って生じる経費とする。

受託事業者の入札価格における金額及びその計算根拠を基に、具体的な金額を決定するものとする。

（２）包括管理運営業務委託費の支払

流山市は、入札条件書及び発注仕様書（要求水準書）に定める支払条件に基づき、施設の包括管理運営業務委託に要する対価（以下「管理運営委託費」という。）を管理運営期間にわたって受託事業者に毎月支払う。

支払い方法は、流山市と協議し、決定するものとする。

（３）包括管理運営業務委託費の変更

包括管理運営業務委託費の変更は原則として行わない。

なお、契約当初の契約条件と実際の包括管理運営業務委託条件が大きく異なった場合（災害ごみ等）は、契約額の変更を行う。包括管理運営業務委託の契約金額の変更は、協議による。

また、年間ごみ処理計画処理量の1割を超えた場合、包括管理運営業務委託費の支払いについては協議する。年間ごみ処理計画処理量が、２割より減量した場合、支払いについては協議する。

（４）包括管理運営業務委託費の支払に係る書類

包括管理運営業務委託費の支払いは受託事業者が月間業務履行報告書（提出書類）を毎月提出し、流山市がその確認をしたのち、支払うものとする。

８　包括管理運営業務受託者への実施状況の監理（モニタリング）

流山市は、受託事業者により実施される包括管理運営業務委託の状況について必要な監理（モニタリング）を行う。

実施状況の監理（モニタリング）は、施設に備えられた測定機器や諸データ及び受託事業者から提出される各種報告書、現場の機器管理状況等により行う。また、流山市は、必要に応じ、自らの負担において施設に係る計測及び分析を行うことができる。

第２章　受託事業者の公募及び選定に関する事項

１　公募型総合評価方式による事業者選定の手順

事業者の選定は、**図－３**のとおりとする。

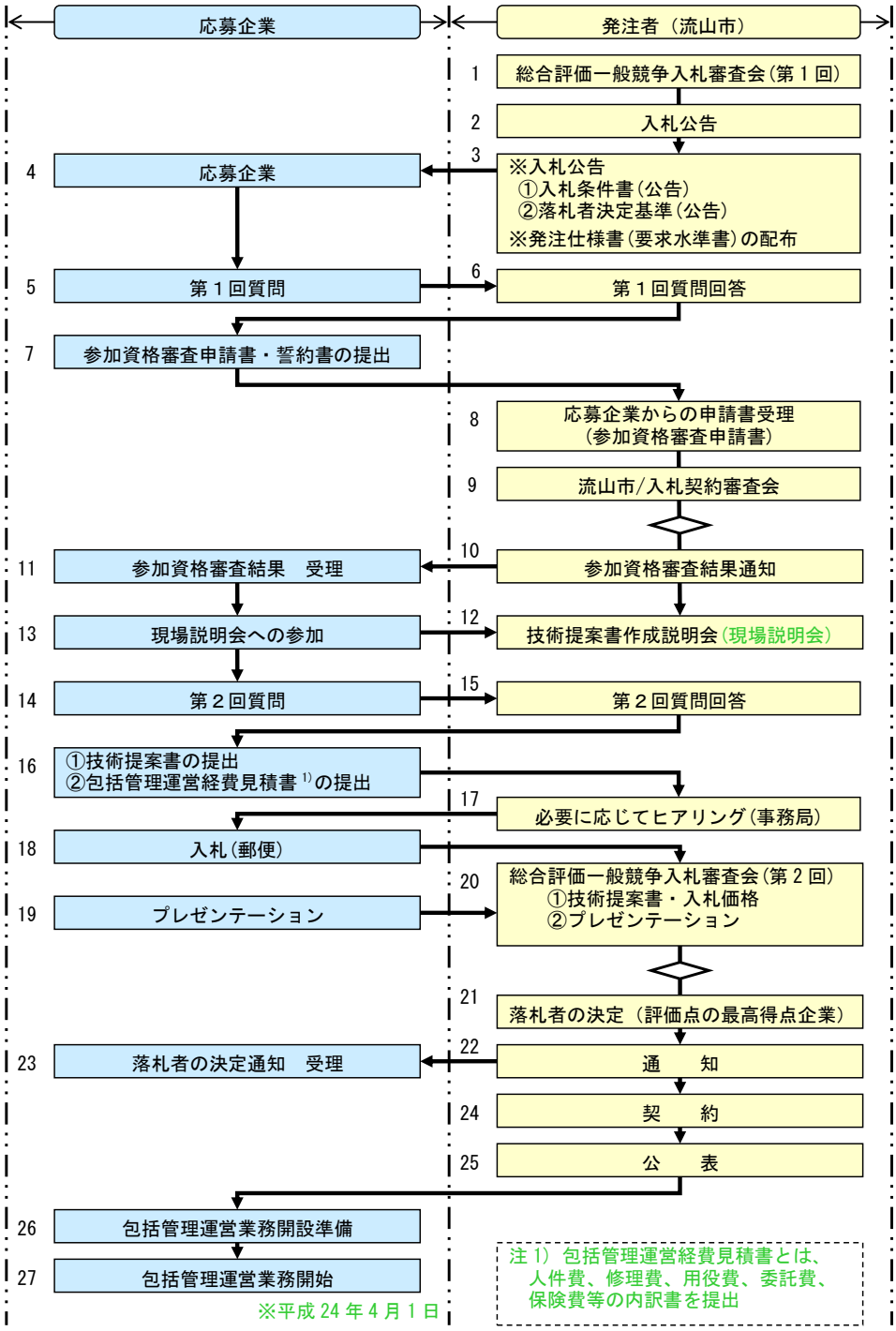

図－３　総合評価方式による事業者の選定手順

２　受託事業者選定スケジュール（予定）

包括管理運営業務委託は、応募事業者が入札条件書に定める包括管理運営業務委託に参画する資格を有しており、かつ包括管理運営業務委託技術提案書の内容が技術的な観点から流山市が要求する入札条件書及び発注仕様書（要求水準書）を満足することを見込むことができる内容であることを前提に、総合評価方式により評価値の最も高いものを落札者とする。

総合評価方式による事業者選定のスケジュール（予定）は、おおむね次のとおりとし、変更もありうる。

注)黒字は流山市所掌・緑字は応募者所掌

① 総合評価一般競争入札審査会(第1回)・・・・・・・・・・・・・・ 平成23年7月14日

② 入札公告・・・・・・・・・・・・・・

３　応募者の参加資格審査要件等

事業者選定に参加する企業又は共同企業体（以下「応募者」という。）は、次の参加資格要件をすべて満たすものとする。この場合、流山市は応募者の参加資格審査を実施する。

（１）応募者の構成

ア　応募者は、企業又は共同企業体とする。なお、共同企業体の場合は、当該共同企業体の構成員から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定め、応募には代表企業が応募手続を行うこととする。

イ　共同企業体により応募する者は、応募に当たり、共同企業体結成のための「協定書」を作成し、包括管理運営業務委託の遂行上、構成員がそれぞれ果たす業務内容を明確にすること。

ウ　共同企業体の構成員数は、3企業を上限とする。

エ　共同企業体の構成員出資比率の下限は、2者の場合は100分の30、3者の場合は100分の20とすること。この場合において、構成員の代表者の出資比率は、構成員中最大であること。

オ　共同企業体の構成員及び代表企業の変更は認めない。ただし、特段の事情があると流山市が認めた場合は、この限りでない。

カ　企業又は共同企業体の構成員は、他の応募者の構成員又は協力会社となることはできない。

キ　企業又は代表企業と財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第8条第5項に規定する関連会社（以下これらを総称して「関係会社」という。）に該当する各企業は、それぞれ他の応募者の構成員及び協力会社になることはできない。

ク　同一応募者は、複数の提案を行うことはできない。

（２）応募者の参加資格審査要件等

ア　参加資格審査要件

企業又は共同企業体は、次の要件を満たすこと。

（ア）総合評価一般競争入札の応募企業(共同企業体を含む)は、流山市へ業者登録がなされていない場合は、参加資格審査合格後に流山市へ業者登録を行うこと。

（イ）流山市との関係において現時点で、次のいずれかに該当すると認められる者でないこと。

・契約の履行に当たり、品質又は数量に関して不正の行為をした者
・公正な競争を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
・落札者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げた者
・正当な事由がなくて、契約履行しなかった者

（ウ）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく流山市入札参加の制限を受けていない者であること。

（エ）包括管理運営業務委託の公告の日から契約締結の日までの期間に、流山市長から指名停止又は指名除外を受けている者でないこと。

（オ）手形交換所による取引停止処分を受けてから２年を経過している者又は契約締結日前６か月以内に手形若しくは小切手を不渡りしていない者であること

（カ）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。ただし、申立てをしている場合であっても、更生手続開始後又は再生計画認可の決定が確定した後に流山市が一般競争入札参加資格の再認定をしたときは、この限りでない。

（キ）包括管理運営業務委託に関する流山市のアドバイザー業務を受託した株式会社エックス都市研究所と当該受託事業者の応募企業とは、関係を有する者でないこと。

イ　参加資格の基本条件

（ア）本件の応募者は次の各号に定める事項を満たすこと。

・応募者の担当する業務はクリーンセンターリサイクル館　包括管理運営業務委託及び基本契約において受託事業者が担当すべきとされる業務とする。

・応募者は、包括管理運営業務委託を実施するための人員を確保できること。

・応募者が債務超過に陥った場合又は資金繰りの困難に直面した場合には、流山市と協議の上、その合意した内容に従い、本契約に定める一定の責任限度の範囲内において、適切な支援措置を講じることにより、包括管理運営業務委託における果たすべき債務を履行できるように努力をすること。

（イ）応募者の責任（落札企業）

応募者は、包括管理運営業務委託に係る「流山市競争入札約款」、入札条件書及び発注仕様書（要求水準書）に規定する全ての条件を満たすことが出来る者であること。包括管理運営業務委託受託後、条件を満たすことができなくなった場合、受託事業者が当該事項未達に関わる責任を負うものとする。

ウ　包括運営管理業務委託に係る実績

応募者は、次の要件を満たさなければならない。この場合において、当該要件を満たす企業が構成員に含まれれば良いものとする。

応募者は、(A)「リサイクル施設の包括管理運営委託」の契約実績を有すること。又は(B)リサイクル施設の包括管理運営委託の契約実績がない場合は、下記の2項目の両方の実績を有するものとする。

（Ｂ１）リサイクル施設又はごみ焼却施設の運転管理業務委託の契約実績を有すること。

（Ｂ２）リサイクル施設又はごみ焼却施設の補修工事業務委託（定期点検整備等も含む）の契約実績を有していること。

なお、上記の「リサイクル施設」とは、以下の設備を有する施設とする。

・粗大ごみ及び不燃ごみの破砕・選別処理設備

・リサイクルを目的としたプラスチック類の手選別設備等

エ　法的資格者等の人員確保

（ア）受託事業者は、発注仕様書（要求水準書）に記された必要な組織を構成し、包括管理運営業務委託を実施するために必要な人員を確保できること。

（イ）受託事業者は、包括管理運営業務委託期間中の人員計画を流山市に提出し、流山市の承諾を受けること。

（ウ）受託事業者は、電気主任技術者（第3種以上）及び一般廃棄物処理施設技術管理者若しくは一般廃棄物処理施設技術管理士を含む包括管理運営業務委託の遂行に必要な有資格者を確保できること。遅くとも、教育訓練開始までには確保できること。

（エ）受託事業者は、流山市（運転管理業者を含む）からの管理委託の引継ぎ及び教育訓練を実施するために、必要な人員を確保できること。

４．発注仕様書の配布

応募企業は、発注仕様書（要求水準書）を配布するので、配布場所に取りにくること。

なお応募企業は、発注仕様書（要求水準書）を受理するにあたっては、担当者に訪問する前日までに電話で事前に連絡の上、訪問すること。

① 配布資料‥‥‥‥‥ 流山市クリーンセンターリサイクル館 包括管理運営業務委託　発注仕様書（要求水準書）
② 配布期間‥‥‥‥‥ 平成23年7月25日～8月2日
③ 配布場所‥‥‥‥‥ 流山市役所 環境部 クリーン推進課 管理係
住　所　　〒270-0174　千葉県流山市下花輪191
電　話　　04-7157-7411（直通）

５　受託事業者選定の審査及び選定

包括管理運営業務委託における受託事業者の選定は総合評価一般競争入札方式により行うものとし、落札者決定基準により選定を行うものとする。

（１）総合評価一般競争入札審査会の設置

流山市は、受託事業者の審査を専門的知見に基づいて実施するために、包括管理運営業務委託の受託事業者の選定のための総合評価一般競争入札審査会を設置する。

（２）落札者決定基準

受託事業者の選定は、落札者決定基準に基づき入札条件書及び発注仕様書（要求水準書）に定める業務内容に対する提案内容を評価項目として、その技術力と後日提出する入札価格により総合評価する。なお、落札者評価基準は学識経験者の意見を聴取したものを事前に公表する。

（３）施設の包括管理運営業務委託費

施設の包括管理運営上の流山市が経費を計上している費用は下記内容を含むものであり、入札条件書に明記されている事業予算額は、これを超えないこととする。

ア　人件費（運転管理、場内管理等）
イ　施設管理費
ウ　機器の補修費（整備修繕費）
エ　用役費（電気､薬品､水等）
オ　予備品費（購入・管理）
カ　消耗品費（購入・管理）
キ　一般廃棄物処理費（有害・危険ごみ、処理不適物、容器包装プラスチック等）
ク　精密機能検査（２回実施）
ケ　保険料
コ　環境管理費
サ　法定検査費・事務費
シ　情報管理費
ス　その他経費
セ　一般管理費（諸経費）

（４）参加資格審査申請書の審査

流山市入札契約審査会規程に基づき、包括管理運営業務委託の応募者は、本書の別紙-1に示す参加資格審査申請書を提出すること。流山市入札契約審査会は、応募者から提出された参加資格審査申請書を基に、参加要件を満たすことを確認する。参加資格審査を満たすことが確認された応募者のみ、包括管理運営業務委託技術提案書を提出できることとする。応募者の参加資格の有無については、提出された参加資格審査申請書により合否を通知する。

応募参加資格を有すると認められなかった者は、その理由について書面で問い合わせることがでる。その説明を求める場合は、その旨を記載した書面を流山市役所環境部クリーン推進課管理係に提出すること。

（５）総合評価一般競争入札審査会（第２回）による技術審査

総合評価を行うために、総合評価一般競争入札審査会において包括管理運営業務委託技術提案書、包括管理運営業務委託技術提案書（概要版）及びプレゼンテーションに対

しての技術審査を行う。技術審査は次の基準等により行う。

ア　参加資格審査を通過した応募者が提出する包括管理運営業務委託技術提案書及び包括管理運営業務委託技術提案書（概要版）が技術的観点に照らして流山市の要求する発注仕様書（要求水準書）を満足する内容であること。

イ　入札条件書及び発注仕様書（要求水準書）の内容の包括管理運営業務委託の経費が、予算計上しているかどうかの確認をするため、包括管理運営業務委託の包括管理運営経費見積書（内訳書）を提出すること。

ウ　包括管理運営業務委託技術提案書の内容と包括管理運営経費見積書（内訳書）の内訳が整合していること。各管理委託項目の設計額及び合計額（入札条件書に明示した予算額内であること。）に対する評価は技術審査時には行わない。

エ　包括管理運営業務委託技術提案書が包括管理運営業務委託を継続的（5年間）に履行し得る内容であること。

（６）受託事業者の決定

受託事業者の決定は、包括管理運営業務委託技術提案書、包括管理運営業務委託技術提案書(概要版)及びプレゼンテーションに対する技術評価と、入札価格との価格評価とにより最も高い評価値を示した者と契約を締結する。

６　応募に係る提出書類

応募者は、次の書類を提出するものとする。

（１）参加資格審査申請書の提出（平成23年8月4日～16日）

本業務の技術審査及び入札に参加するに当たり、包括管理運営業務委託の参加資格審査申請書（本書　別紙-1）を提出すること。

（２）誓約書の提出（平成23年8月4日～16日）

市から情報の開示を受けるに当たり、誓約書（本書　別紙-2）を提出すること。

（３）包括管理運営業務委託技術提案書の提出（平成23年9月27日）・説明（平成23年10月11日）

参加資格審査結果の合格企業に対して、技術提出及び説明等を求める。

ア　包括管理運営業務委託技術提案書の提出

包括管理運営業務委託技術提案書（様式は自由）を提出するとともに、後日、プレゼンテーションを行うこと。

なお、プレゼンテーション資料（様式は自由）も提出すること。

イ　包括管理運営業務委託技術提案書（概要版）の提出

包括管理運営業務委託技術提案書(概要版)は、現場説明会時に別紙記入用紙を配

布するので、提出すること。

ウ　包括管理運営経費見積書（内訳書）の提出

包括管理運営業務委託技術提案書の提出時に、包括管理運営期間5年間の管理委託区分ごとの包括管理運営経費見積書（内訳書）を提出すること。

なお、現場説明会時に包括管理運営経費見積書（内訳書）の記入用紙を配布する。

（４）入札書の提出（平成23年10月4日必着）

包括管理運営業務委託技術提案書を提出後、10月4日(必着)までに「入札書(簡易書留)」を提出すること。

７　著作権

流山市は、著作権が応募者に帰属する応募資料について公表等の必要がある場合は、著作権を保有する者の許可を得て公表することができる。この場合、著作権を保有する者は当該公表について最大限協力しなければならない。

第３章　包括管理運営業務委託に係る情報提供

１　応募段階

（１）資料等の提供及び閲覧等

参加資格審査を通過した応募者は、入札条件書に定めるところにより、守秘義務に係る誓約書を提出し、施設に関する資料の提供を求め又は閲覧をすることができる。 また、施設の現場調査をすることもできる。

（２）施設の現地調査等

応募者は、流山市が必要かつ合理的と認める方法により、施設の現地調査を行うことができる。この場合、現地調査の可能な日程は流山市と協議し決定する。

（３）情報提供の内容

ア　応募者は、流山市が所有する図書類（図面、管理運営に関する履歴データ等）を閲覧できる。

イ　流山市は、応募前及び応募期間中に、応募者に対して施設の見学の機会を設ける。

ウ　流山市が選定した第三者（以下「受託事業候補者」という。）を施設に立ち入らせ、必要な範囲内で、以下を実施する。

（ア）施設の運転管理委託の現地見学
（イ）流山市が所有する設計図書類の閲覧
（ウ）施設の現状確認
（エ）施設の包括管理運営業務委託に関する質問

エ　情報提供の内容
包括管理運営業務委託に係る下記情報を提供する。

（ア）落札者決定基準
（イ）入札条件書
（ウ）発注仕様書(要求水準書)
（エ）設計図書類の閲覧
（オ）施設の現地見学
（カ）包括管理運営業務委託の5年間の予算

２　契約後の情報提供

（１）業務履行計画書作成のための情報提供

受託事業者は、業務履行計画書を作成するために、流山市が保有する施設に関する設計図書類（取扱説明書を含む。）等の確認及び施設の現地調査を行うことができるものとする。また、受託事業者は、施設に関して口頭及び書面で質問することができる。

（２）流山市は、受託事業者が図書類に示す特定調達品の供給又は定期点検・整備を求めた場合には、合理的な理由なしにこれを拒否しない。標準的な費用及び納期などの条件については誠実に対応する。

（３）前号の場合、流山市クリーンセンターリサイクル館の設計・施工企業等と受託事業者との間における特定部品の供給又は定期点検・整備の実施条件は、原則として施工企業等と流山市との間における同種の取引実績に基づいて協力する。

なお、プラント機器のメーカ名は、発注仕様書（要求水準書）に記載してある。

第４章　受託事業者に対する責任の明確化

１　想定されるサービスの水準・仕様

受託事業者は、入札条件書、発注仕様書（要求水準書）及び包括管理運営業務委託技術提案書に基づく諸条件を踏まえ、包括管理運営業務委託期間はもとより包括管理運営業務委託期間終了時において施設の目的及び機能を満足することができるよう、必要かつ適切な管理委託を行わなければならない。

２　受託事業者責任の明確化及び包括管理運営業務委託実施の保証に関する規定

（１）基本的考え方

包括管理運営業務委託における管理運営等の責任は、原則として受託事業者が負う。ただし、流山市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途受託事業者との協議のうえ、決定する。

（２）予想されるリスクと責任分担

予想されるリスクに対する双方の責任分担は、原則として**表－３**に定めるとおりとし、責任分担の程度及び具体的な内容については、流山市競争入札約款、入札条件書、発注仕様書（要求水準書）及び業務履行計画書に基づき定める。

（３）業務実施（保証）状況の監理

流山市は、受託事業者が実施する施設の包括管理運営業務委託等について、定期的に監理（モニタリング）を行う。監理の方法、内容等については、流山市競争入札約款、入札条件書、発注仕様書（要求水準書）及び業務履行計画書に規定する内容とする。

また、受託事業者の提供する包括管理運営業務委託に係るサービスが十分に達せられない場合、流山市はサービスに対する支払いの減額等を行うとともに、受託事業者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求めることができる。

３　受託事業又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する規定

受託業務又は契約事項の解釈について疑義が生じた場合、流山市と受託事業者は、誠意をもって協議し、協議が整わない場合は、包括運営管理業務委託契約中に規定する具体的措置に従うこと。

表－３　包括管理運営業務委託に係るリスク分担表

区分	リスク		リスクの内容	リスクに対する責任負担者 〇：主負担者、△：一部負担者	
				流山市	受託事業者
一般事項（共通）	法令変更リスク（税制度含）	1	包括管理運営業務委託に影響を及ぼす法制度の新設・変更に関するもの	〇	△
		2	上記以外の法制度の新設・変更に関するもの		〇
	住民対応リスク	3	包括管理運営業務委託等に関する住民反対運動等に関するもの等	〇	△
	包括管理運営業務委託の中止・遅延に対するリスク	4	流山市の指示等によるもの	〇	
		5	流山市の債務不履行によるもの	〇	
		6	受託事業者が行う包括管理運営業務委託等に必要な許認可などの遅延によるもの		〇
		7	受託事業者の責による包括管理運営業務委託の中止及び管理委託放棄、破綻によるもの		〇
	経済変動リスク	8	包括管理運営業務委託等管理委託開始後の一定の範囲を超えるインフレ・デフレ	〇	△ （一定範囲内の物価変動には対応）
	不可抗力リスク	9	天災・暴動等による包括管理運営業務委託変更・中止等が生じるリスク	〇	△
	発注仕様書等変更リスク	10	入札条件書、発注仕様書（要求水準書）、その他流山市が提示した図面、履歴データ等の変更など	〇	

続く

続き

区分	リスク		リスクの内容	リスクに対する責任負担者 ○：主負担者、△：一部負担者	
				流山市	受託事業者
管理運営等	処理対象ごみの量及び組成の大幅変動リスク	11	処理対象ごみの量（１割以上）及び組成に起因する性能及び、包括管理運営業務委託等に係る運営費の増大	○	△
	運営費上昇リスク	12	流山市の責による包括管理運営業務委託内容の変更等に起因する運営費の増大	○	
		13	受託事業者の責による運営費用の増大		○
	教育訓練リスク	14	教育訓練の不備により、受託事業者が適正な運転を行えない。		○
	施設の性能保証リスク	15	包括管理運営業務委託期間の施設性能の不備		○
		16	発注仕様書の不適合（設計・施行の瑕疵を除く）		○
	第三者賠償リスク	17	包括管理運営業務委託等において第三者に損害を与えるリスク		○
	事故発生リスク	18	包括管理運営業務委託等での事故発生		○
	環境保全リスク	19	包括管理運営業務委託等に起因し、周辺環境に影響を及ぼした場合等		○
終了後業務	施設の性能保証リスク	20	包括管理運営業務委託完了（引渡し）時における施設の性能保証に関するもの		○

注）△は流山市との協議を含む

４　包括管理運営業務受託者への実施状況の監理（モニタリング）

（１）基本的な考え方

流山市は、受託事業者が行う施設の包括管理運営業務委託の状況が要件を満たしていることを管理するため、施設の包括管理運営業務委託状況の監理（モニタリング）を行う。また、受託事業者は、包括管理運営業務委託期間及び包括管理運営業務委託期間終了時において、施設の発注仕様書（要求水準書）に規定する諸条件が満たせるよう適切な包括管理運営業務委託を行うものとし、包括管理運営業務委託に関する考え方を示すため、包括管理運営業務委託の業務準備期間及び包括管理運営業務委託期間における業務履行計画書を提出し、流山市の承諾を受けるものとする。

（２）包括管理運営業務委託の監理（モニタリング）に関する考え方

流山市は、受託事業者と各年度ごとに流山市クリーンセンターリサイクル館の補修工事の方法について協議し、補修状況を確認したうえで、必要に応じて業務履行計画書を施設の現状に即した内容に改定するよう受託事業者に求めることができるものとする。

また、流山市は、監理（モニタリング）を行うに当たって、第三者機関から各年度ごとの協議についてアドバイスを求めることができるものとする。この場合、監理（モニタリング）により確認された施設の包括管理運営業務委託の状態については原則として公開するものとする。その結果業務契約に定められている入札条件書、発注仕様書（要求水準書）、業務履行計画書の諸条件を満たしていないと判断される場合、流山市は受託事業者に改善を要求し、一定の猶予期間を設けた上で包括管理運営業務委託費の減額等の措置を執るものとする。

第５章　包括管理運営業務委託に係る主な委託契約内容

１　契約保証金

（１）受託事業者は、包括管理運営業務委託期間にわたる契約金額（消費税相当額を含む。以下同じ。）に、100分の10を乗じた契約保証金又はこれに代わる保証等の担保を流山市に提供する。

（２）受託事業者が、本契約に基づく損害金、賠償金又は違約金の履行義務を負うとき、流山市は、本条に規定する契約保証金又はこれに代わる保険等の担保等をもって、これに充当するものとする。

２　包括管理運営業務委託の履行

（１）包括管理運営業務委託の内容

ア　受託事業者は、業務履行計画書を作成し、流山市の承諾を受けること。
業務履行計画書には、包括管理運営業務委託期間中に行うべき業務内容及び管理運営の考え方について定めるものとする。

イ　受託事業者は、業務履行計画書に基づき、毎年度施設の包括管理運営業務の方法について流山市と協議すること。なお、流山市は、包括管理運営業務の状況を確認し、必要に応じて業務履行計画書の内容を施設の現状に即したものに改定するよう求めることができる。

ウ　受託事業者は、包括管理運営業務委託期間終了時に施設が発注仕様書（要求水準書）に示した機能を維持できるよう整備し、流山市の承諾を得なければならない。

エ　流山市は、施設の機能・性能を包括管理運営業務委託期間終了時において維持されることの説明を求め、必要に応じ、業務履行計画書の改定及び適切な包括管理運営業務を求めることができる。

（２）日常業務の実施

ア　受託事業者は、発注仕様書（要求水準書）に記された業務に関わる年度毎の実施計画（定期点検・整備を含む。）を作成し、流山市の承諾を受けること。この場合、流山市は、必要に応じ、受託事業者と当該の実施計画の内容について協議する。

イ　受託事業者は、業務履行計画書で総括管理責任者(所長)及び班長等を定め、業務の管理委託を行う。

ウ　受託事業者は、５年間の実施計画、1年間の実施計画に基づき月間実施計画、週間実施計画、日間実施計画を流山市に提出し承諾を受ける。この場合、流山市は、必要に応じ、受託事業者と当該の業務履行計画書の内容について協議する。

エ　受託事業者は、第１項、第３項の実施計画に従って、入札条件書及び発注仕様書（要求水準書）に記された業務を実施すること。この場合、包括管理運営業務委託実施中に実施計画の内容について変更、協議の必要性が生じたとき、総括管理責任者は、流山市が定める流山市の管理責任者と協議し、協議の結果を業務履行計画書に反映すること。また、流山市は、業務実施中に業務履行計画書の内容について変更、協議の必要性が生じた場合、受託事業者と協議する。この場合、双方の責任者は、協議の結果を業務履行計画書に反映して関係者に周知し、業務に支障が生じないよう措置すること。

（３）処理対象物の受入れ等

ア　施設に搬入されるごみ性状が発注仕様書（要求水準書）記載の計画性状の範囲内を大幅に変更されない限り、流山市は、ごみの組成に起因する処理委託費の見直しその他費用を負担しない。

イ　施設に搬入されるごみが、計画ごみ質・計画処理量から大幅に逸脱していることが判明した場合、流山市は、各基準値を遵守することが困難であるかどうかについて確認し、必要に応じて受託事業者と対応策について協議する。

（４）処理不適物の取扱い

ア　受託事業者は、流山市クリーンセンターリサイクル館に搬入された処理対象物の目視検査等を行い、受入れたごみ中に処理不適物がないことを確認するよう努める。

イ　受託事業者は、受入れたごみ中に処理不適物が確認された場合には、処理不適物を排除しなければならない。

ウ　流山市は、ごみ搬入者に対して広報・啓発活動等を行うことにより、処理不適物の混入を未然に防止するように努める。

エ　受託事業者は、排除した処理不適物を、処理不適物貯留設備に貯留するものとし、貯留された処理不適物は受託事業者が搬出して処分する。

オ　処理不適物の混入により施設の運転に故障等が生じた場合、当該故障等の修理のために要する費用負担については基本的には包括受託事業者の所掌とする。
なお、不可抗力による機器故障等が生じた場合は、包括事業者加入の保険等で対処するものとする。

（５）機器等のトラブル時の対処方法

ア　受託事業者の業務範囲において、設備の故障や事故その他のトラブルが発生した場合、受託事業者は当該トラブルの内容を流山市の監督員に報告すること。

イ　受託事業者は、流山市の監督員と当該トラブルの対処方法について協議すること。協議結果を受けて、受託事業者は必要な措置をとること。

ウ　受託事業者は、当該トラブルが発生した場合、当該トラブルに対応するために必要な修理費用等を負担すること。

（６）補修工事の取扱い

ア　受託事業者は、包括管理運営業務委託期間中、補修工事を自らの判断と責任において実施すること。

イ　前項の補修工事を実施した以降においても、包括管理運営業務委託期間内に施設の機能を維持するために補修工事が必要となった場合、受託事業者は包括管理運営業務委託費の範囲内でこれを実施する。

３　包括管理運営業務委託期間終了時の取扱い

（１）流山市は、原則として包括管理運営業務委託期間終了をもって包括管理運営業務委託を終了する。

（２）引き続き、施設の包括管理運営業務委託を継続する場合、包括管理運営業務委託費は、包括管理運営業務委託期間中の委託費に基づいて決定するものとする。

第６章　包括管理運営業務委託の継続が困難になった場合の措置等

１　基本的な考え方

包括管理運営業務委託は、包括管理運営業務委託契約等の諸規定に基づき、平成２９年３月３１日まで業務を適切に実施するものとする。このため、包括管理運営業務委託契約書等には、包括管理運営業務委託期間において包括管理運営業務委託の継続が困難になった場合（受託事業者の経営破綻又はそのおそれが生じた場合等）の責任の所在を明文化するとともに、それらの規定に基づき、迅速かつ適切に対応するものとする。

この場合、受託事業者がその責めに帰すべき事由により債務不履行に陥ったとき及び受託事業者が再び業務を継続することが事実上不可能と認められるときを除き、流山市は受託事業者に一定の猶予期間を与え、受託事業者の包括管理運営業務委託遂行能力の回復を待つこととする。ただし、公共サービスに重大な遅延等のおそれがある場合又は受託事業者の包括管理運営業務委託遂行能力の回復が事実上不可能であると判断される場合は、流山市は、受託事業者との包括管理運営業務委託契約を解除し、施設の包括管理運営業務委託を実施する新たな受託事業者を公募することができる。

２　契約保証金等

流山市は、包括管理運営業務委託の継続が困難となった場合、公共サービスに重大な遅延等のおそれがある場合又は受託事業者の包括管理運営業務委託遂行能力の回復が事実上不可能であると判断される場合を想定し、受託事業者若しくは出資企業に契約保証金を設定させ、係る損害への担保とする。この場合、受託事業者若しくは出資企業が負う違約金債務等の責任限度の詳細については、「契約書」に定めるところによるものとする。

３　保険の加入

施設の包括管理運営に際しては、以下の必要と思われる保険及び、その他の必要と考える保険に受託事業者が加入すること。

（１）火災保険特約付き（建物、機械）
（２）団体廃棄物処理プラント保険
（３）機械保険
（４）受託者賠償責任保険
（５）第三者賠償責任保険
（６）労災総合保険
（７）企業費用利益総合保険
（８）メーカ機械保険

４　違約金

流山市は、受託事業者の責に帰する事由により本契約が解除された場合、施設を再び稼動させるための費用として、受託事業者に対し、計画処理量に基づく包括管理運営業務委託期間にわたる契約金額（消費税相当額を含む。以下同じ。）の10分の1を乗じた違約金を請求することができる。

第７章　包括管理運営業務委託の実施に関する事項

１　第１回質問の受付

質問がある場合は、入札条件書に添付されている質問書（本書・別紙-3）をＦＡＸ又は電子メールにより、提出するものとする（電話や口頭による意見や質問の提出は不可）。

受 付 日　　平成23年7月25日（月）から平成23年8月2日（火）まで（閉庁日を除く。）

受付時間　　午前9時から午後5時まで

２　第１回質問への回答

質問書に対する回答は、平成23年8月5日（金）に公表する予定である。この場合、提出のあった質問に関しては、包括管理運営業務委託に直接関係するものについてのみ回答を行うものとし、必ずしも質問のすべてについて回答するものとは限らない。

３　参加資格申請書の受付

包括管理運営業務委託に参加する企業は、入札条件書に添付されている参加資格審査申請書（本書・別紙-1）、誓約書（本書・別紙-2）を平成23年8月4日（木）から平成23年8月16日（火）までに、流山市役所 環境部 クリーン推進課 管理係へ、「郵送」又は「持参」により提出すること。

なお、持参の場合は、担当者に訪問する前日までに電話で事前に連絡の上、持参すること。

４　参加資格要件　審査結果の通知

包括管理運営業務委託の参加資格要件の審査結果は、平成23年8月29日（月）に文書で通知する。

それ以降の予定（設計図書閲覧・現地見学、第2回質問・回答、プレゼンテーションなど）、日時、内容については、流山市から各合格企業に連絡する。

なお、応募参加資格を有すると認められなかった者は、その理由について書面で問い合わせることがでる。その説明を求める場合は、その旨を記載した書面を流山市役所　環境部　クリーン推進課　管理係に提出すること。

５　現地説明会の実施

参加資格要件に合格した応募業者は、現地説明会に参加できる。この現場説明会時に包括管理運営業務委託技術提案書（概要版）の記入用紙、包括管理運営経費見積書（内訳書）の記入用紙、入札書を配布する。

６．第２回質問の受付

第２回の質問がある場合は、入札条件書に添付されている質問書(本書・別紙-3)をＦＡＸ又は電子メールにより、提出するものとする（電話や口頭による意見や質問の提出は不可）。(提出先は、第１回質問と同じ)

受 付 日　　平成23年9月2日（金）から平成23年9月6日（火）まで（閉庁日を除く。）

受付時間　　午前9時から午後5時まで

７．第２回質問への回答

質問書に対する回答は、平成23年9月8日（木）に公表する予定である。この場合、提出のあった質問に関しては、包括管理運営業務委託に直接関係するものについてのみ回答を行うものとし、必ずしも質問のすべてについて回答するものとは限らない。

８．入札保証金

入札保証金は免除する。

９　応募者の途中辞退

応募業者は、参加資格審査申請書の提出後、申出によりプレゼンテーション実施日までに、包括管理運営業務委託総合評価一般競争入札の参加を辞退することができる。なお、総合評価入札辞退の申出は、総合評価一般競争入札参加辞退届（本書・別紙-4）を流山市長宛に郵送又は持参により提出する。

１０　応募受付の無効に関する取扱い

次のいずれかに該当する応募受付は、無効とする。

ア　参加する資格のない者が行った応募

イ　当該競争について不正行為を行った者による応募

ウ　入札書の金額､氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者による応募

エ　同一応募者による複数の応募

オ　代理人でその資格のない者の応募

１１　応募受付の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は､応募受付を中止する。この場合の損害は応募者の負担とする。

ア 参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、応募受付を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、応募受付を行なうことができないとき。

１２　担当者

本業務に関する、全ての提出先および問合わせ先は、下記のとおりである。

流山市役所 環境部 クリーン推進課 管理係

住　所	〒270-0174　千葉県流山市下花輪191
電　話	04-7157-7411（直通）
ＦＡＸ	04-7150-8070
Ｅ-mail	seisou@city.nagareyama.chiba.jp
担当	阿部

別紙－1

年　　月　　日

流山市クリーンセンターリサイクル館
包括管理運営業務委託の参加資格審査申請書

（宛先）
流山市長

(申請者)
住　　所
法 人 名
代表者職氏名　　㊞

担当者氏名：

電　　話：
F　A　X：

参加資格審査事項	
実　績(別紙にて可)	A※ リサイクル施設の包括管理運営業務委託実績（施設名、規模、方式） ① ② B1※ リサイクル施設又はごみ焼却施設の運転管理業務委託実績(施設名、規模、方式) ① ② B2※ リサイクル施設又はごみ焼却施設の補修工事実績（施設名、規模、方式） ① ②
参加資格要件	※　資本金：　　円 ※ 入札条件書の第2章、3、「(2)応募者の参加資格審査要件等」の可否 ①　可 ②　否
法的資格者の確保	※ 発注仕様書(要求水準書)の第4章、「表4-2 包括管理運営業務に必要な法的資格」で規定している主な法的資格者の確保の可否 ①　一般廃棄物施設技術管理者又は技術管理者士　　可 ・ 否 ②　電気主任技術者　(第３種以上)　　可 ・ 否 ③　その他必要な資格者　　可 ・ 否

別紙－2

年　　月　　日

（宛先）
流山市長

住　　所
法 人 名
代表者職氏名　　㊞

誓　約　書

当社は貴市に対し、貴市から下記包括管理運営業務委託に関する情報の開示を受けるに当たり、その情報を下記のとおり取り扱うことを誓約いたします。

記

１ 管理委託件名
流山市クリーンセンターリサイクル館　包括管理運営業務委託（以下「包括管理運営業務委託」という。）

２ 情報の指定
対象となる情報は、貴市から提供された包括管理運営業務委託に関する資料その他一切の情報（以下「本件情報」という。）とする。

３ 情報の取扱い

（１）当社は、本件情報の秘密を保持し、包括管理運営業務委託に関する受託事業者選定に参加する場合又は包括管理運営業務委託に従事する職員に開示する場合及び適用法令、行政機関又は司法機関の要請により開示が必要とされる場合を除き、本件情報を第三者に開示及び漏洩しない。

（２）当社は、本件情報の開示を受けた前号の従事職員に対し、前号の義務を遵守させるため必要な措置を講じる。

（３）本件情報の取扱いについては、当社は善良な管理者の注意をもって行うものとし、本件情報に係る文書その他の記録（電磁的媒体又は光学的媒体に格納されたものを含む。）は、包括管理運営委託に係る当社の従事職員以外の者が利用できないよう保管する。

（４）当社は、貴市の事前の書面による承諾なくして本件情報に係る文書その他の記録を複写又は破棄しない。

（５）当社は、落札者が決定し、又は貴市の要請があったときは、本件情報に係る文書その他の記録の全てを直ちに貴市に返却し、本件情報がコンピュータの記録媒体に蓄積されている場合については、これを完全に消去する。

４ 損害賠償
本件情報の取扱いに違反し、貴市又は第三者に損害を被らせたときは、その損害を賠償する。

別紙－3

平成２３年　　月　　日

第　　回 質 問 書

（宛先）
流山市長

質問者　　法人名：
所在地：
電　話：
Ｆａｘ：
E-mail：
担当者：

流山市の「流山市クリーンセンターリサイクル館　包括管理運営業務委託」選定に係る総合評価一般競争入札の提出に関して、次のことを質問します。

質 問 内 容
質問-1：

別紙－4

平成　　年　　月　　日

（宛先）

流山市長

住所

法人名

代表者職氏名　　印

流山市クリーンセンターリサイクル館　包括管理運営業務委託

総合評価一般競争入札参加　途中辞退届

この度、貴市が実施している流山市クリーンセンターリサイクル館　包括管理運営業務委託　総合評価一般競争入札への参加を辞退したく、ここにお届けします。

連絡先等

１　担当者氏名／担当者所属／役職

２　電話番号

３　ファックス番号